

田川市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）を策定するため、田川市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、都市計画マスタープラン策定に関する事項について、広範もしくは専門的な見地から検討及び取りまとめを行い、市長に答申する。

(組織等)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 関係団体を代表する者
- (3) 市議会議員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 市民(公募により選出された者とする。)
- (6) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、都市計画マスタープランの策定の完了までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長がこれを招集し、会議の議長となる。

2 委員会の会議は、半数以上の委員が出席しなければこれを開くことができない。

3 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(検討部会)

第6条 第2条に規定する事項についての事前調査及び調整を行うため、委員会に検討部会を置く。

- 2 検討部会は、別表1に掲げる者をもって充てる。
- 3 検討部会に部会長を置き、部会長は建設経済部長の職にある者をもって充てる。
- 4 部会長は、検討部会の会務を総理し、検討部会の会議の議長となる。
- 5 部会長は、必要に応じて構成員以外の職員を出席させ、その意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

別表1 (第6条関係)

建設経済部長
総務部長
福祉部長兼福祉事務所長
教育部長
総合政策課長
財政課長
総務防災課長
健康福祉課長
子育て支援課長
人権・同和対策課長
環境対策課長
商工労政課長
農政課長
建築住宅課長
土木課長
水道課長
教育総務課長
生涯学習課長
文化課長
都市計画課長